

## 稲田中学校いじめ防止基本方針

笠間市立稲田中学校長 久保木 香澄

いじめは、いじめを受けた生徒たちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、さらに、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。生徒一人一人の尊厳を保持するため、「稲田中学校いじめ防止基本方針」を定める。

### 1 いじめ防止のための基本的な考え方

- (1) いじめは人間として絶対に許されない行為
  - ・学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
  - ・いじめを許さない学級づくりをする。
- (2) 学校及び教職員の責務
  - ・いじめは、生徒間では常に起こりうるものであるという認識のもとに、未然防止を対策の基本とする。
  - ・いじめは、大きな人権侵害であり、犯罪にもつながる行為であることを生徒に実感として理解させる教育活動を充実する。
  - ・いじめの兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処するとともに、いじめを受けた生徒の生命の安全、心身のケアなどいじめを受けている者の意見が反映されるよう配慮する。
  - ・保護者、地域住民などに対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
  - ・いじめは、生徒個々の問題であり、生徒が主体的、積極的にいじめ防止に取り組む態度を育てる。

### 2 「いじめ防止対策委員会」の設置

笠間市立稲田中学校「いじめ防止対策委員会」設置要綱（別紙1）に規定する。

### 3 いじめの未然防止のための取組

生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることで授業や行事に主体的に参加できる学校づくりを進める。生徒が安心して、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供すること、また、教職員が生徒のためにそうした「場づくり」を進める。そのために、以下の事に取り組む。

- (1) 分かる授業づくりを進め、すべての生徒が参加・活躍できる授業を**実践する**。
- (2) 道徳教育を要として、心の教育の充実を図る。
- (3) 社会体験や交流体験の機会を計画的に配置する。
- (4) すべての教育活動が将来の生き方につながるようにキャリア教育の充実を図る。
- (5) 情報モラル教育を推進し、ネット上のいじめが起こらないようにする。
- (6) 生徒会活動の活性化を図り、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるようにする。
- (7) 部活動の充実や地域との連携を図り、幅広い人間関係づくりを進める。
- (8) 性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員の正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- (9) 自然災害により被災した生徒については、心のケアを適切に行い、心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に努める。
- (10) 感染症等に対する偏見や差別、誹謗中傷は決して許されることなく、その防止に向けて必要な取り組みを実施する。また、それを起因とするいじめが発生しないよう努める。

#### 4 早期発見するための工夫

早期発見の基本は、「生徒のささいな変化に気付くこと」「気付いた情報を確実に共有すること」「(情報に基づき)速やかに対応すること」である。生徒の変化に気付かずはじめを見逃ごしたり、せっかく気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。ささいな変化に気付くために、以下の事に取り組む。

##### ◇ 第1学年 ◇

- ① 毎日の生活の中で、一人一人に声をかけられるようにする。  
(朝の昇降口や朝の会、帰りの会等)
- ② 授業中に発表した生徒に対して、目配せやからかうような言動がないか気を付ける。
- ③ 朝の会后や休み時間には早めに学級に行き、生徒の様子を観察する。
- ④ タイムくん(生活記録ノート)に毎日目を通し、必要に応じて個別面談等を行う。
- ⑤ 定期的な二者面談や心配な生徒に対して随時二者面談を行う。
- ⑥ 前期に2回、後期に2回、年間計4回生活アンケートを実施し、生活の様子を把握する。
- ⑦ 休み時間の過ごし方(特に人間関係に着目)を観察する。
- ⑧ 学級担任だけでなく、教科担任、部活動顧問、掃除分担箇所の担当などが、気付いたことを報告・連絡・相談できるようにする。
- ⑨ 表情(明るい・暗い)の観察、服装の変化、(着こなし、汚れ、破れなど)遅刻や欠席の増加(部活動も含めて)などに注意する。欠席が三日続いたときは家庭訪問する。
- ⑩ 気になる行動があったら、家庭とも連携をとって情報を共有する。
- ⑪ 「いじめ根絶宣言・生徒会SNS利用のきまり宣言」を定期的に生徒全員で確認する。

##### ◇ 第2学年 ◇

- ① 生徒の小さな変化を見逃さない。(グループ学習に入れない、意欲が最近下がっている、友達との輪に入れない、暗い顔をしていることが増えたなど)
- ② タイムくん(生活記録ノート)を毎日、全員分を点検し、コメントを入れることで、生徒の何気ない変化の情報を入手するとともに悩み事を相談しやすい関係づくりをする。
- ③ 年間4回の生活アンケート(いじめ調査)を実施し、その結果を職員間の情報の共有化を図る。いじめの訴えについては、関係職員に報告し、いじめ防止対策委員会に報告して対応を協議する。
- ④ 授業中の生徒の様子に気を付け、目配せやからかい・周囲の生徒の様子を観察する。
- ⑤ 清掃分担場所を巡視し、面倒な仕事を公平に分担していることを確認する。
- ⑥ 授業開始前・終了後、給食配膳時や清掃場所への移動など、「すきまの時間」の生徒の様子をよく観察する。
- ⑦ 学級担任だけでなく、教科担任や部活動顧問からも情報を得る。
- ⑧ 欠席の理由を鵜呑みにせず、心の不調がないか再考して、必ず電話連絡(もしくは家庭訪問)で確認する。
- ⑨ 学年間での情報の共有・交換を早急に行い、対処につなげる。

##### ◇ 第3学年 ◇

- ① 生徒の小さな変化を見逃さない。
  - ・遅刻や早退、欠席が増えていないか。(家庭への連絡を密にする)
  - ・成績が極端に下がっていないか。
  - ・身だしなみや言葉遣い、友人関係が変わっていないか。
- ② タイムくん(生活記録ノート)の確認と一言コメントを継続する。
- ③ 気になる生徒の情報交換をこまめに行う。
  - ・学年会、運営委員会や職員会議での情報交換と共通理解。
- ④ 始業前・授業・給食前など早めに教室に行く。昼休みには学年フロア等の巡視を行う。
- ⑤ 定期的なアンケートによる実態把握や教育相談を実施し、教師からの声かけを積極的に行う。いじめの訴えに対しては、関係職員に報告し、いじめ防止対策委員会に報告して対応を協議する。
- ⑥ 「ダメなことはダメ」という生活指導を徹底する。
- ⑦ 情報モラルの指導を行い、ネットいじめを抑止する。(保護者の理解と協力を依頼する)
- ⑧ 自己有用感や自己肯定感を育み、いじめに向かわない学級集団づくりに力を入れる。

## 5 いじめの早期対応（別紙2参照）

### (1) いじめと疑われる行為を発見した場合

- ① その場でその行為を止め、いじめられている生徒の安全を確保する。
  - ② 「いじめ防止対策委員会」に報告する。（報告）
  - ③ 関係生徒から事情を聴き取る。（情報収集）
  - ④ 「いじめ防止対策委員会」は、情報をもとに、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- ※ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景も含めた事情の調査を行い、被害を感じている生徒の立場や心情に寄り添い、いじめに該当するか否かを判断する。
- ⑤ いじめであると判断し、かつ「重大事態」及びこれに発展するおそれが高い事案と判断した場合は、いじめの事実を教育委員会に報告する。（第1報）

いじめが以下のように「重大事態」と判断された場合 → 教育委員会の指示を仰ぐ。犯罪行為として取り扱われるべきもの → 警察署に相談。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき → 警察署に通報

- ⑥ 被害生徒、加害生徒の保護者に連絡する。
  - ⑦ 「いじめ防止対策委員会」が問題の解消まで責任をもって対応する。
- ※ 問題の解消に至るまで、適宜、教育委員会に報告する。（中間報告）  
いじめの解消については、いじめの行為が止んでいる期間を少なくとも3か月を目安とし、その間は継続して観察する。
- ※ 問題が解消したことを教育委員会に報告する。（最終報告）
- ⑧ 「いじめ防止対策委員会」は、問題の解消後も関係生徒の様子を確認し再発の防止に努める。

### (2) 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合

- ① 真摯に傾聴する。
  - ② いじめられた生徒、いじめを知らせた生徒の安全を確保する。
  - ③ 「いじめ防止対策委員会」に報告する。
- 以下は、(1)の③～⑧に準ずる。

### (3) ネット上のいじめが発覚した場合

発見・通報を受けた教職員 → 「いじめ防止対策委員会」に直ちに報告し情報を共有する。

- ① いじめの判断をする。  
「いじめ防止対策委員会」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。  
判断材料不足している時は、事実関係の把握に努める。
- 以下は、(1)の⑤～⑧に準ずる。

## 6 重大事態への対応

(1) 生徒の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高い事案については、直ちに警察に通報するとともに、学校においては、警察との連携の下、いじめられている生徒の安全の確保のため必要な措置を行い、事案の更なる深刻化の防止を図る。

### (2) 犯罪行為として取り扱うことを求めるいじめ事案への対応

警察においては、(1)の重大ないじめ事案に当たらない事案であっても、当該生徒又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めたときは、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、被害の届出を即時受理することとしていることから、その場合は、警察と緊密に連携しつつ、その捜査・調査活動に協力する。

### (3) その他のいじめ事案への対応

警察においては、生徒の生命・身体の安全が脅かされている、又はそのおそれが高いとは言えない事案であって、当該生徒及びその保護者ともに警察で犯罪行為として取り扱うことを求めない事案を把握した場合には、当該生徒又はその保護者の同意を得て、学校や教育委員会に連絡することとしている。こうした事案については、必要に応じて、警察に対し、加害生徒への注意・説諭、加害生徒に指導する際の助言、いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催等の協力を求めるとともに、対応状況や事案の経過について連絡するなど引き続き連携する。

### (4) いじめを受けた生徒に対する支援

いじめを受けた生徒の心のケアのため、特に必要と認められる場合には、学校に配置されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員等とスクールサポーター等が連携することにより、より効果的な心のケアが行われるよう努める。

## 別紙 1

### 笠間市立稲田中学校「いじめ防止対策委員会」設置要綱 いじめ防止対策推進法 第22条（学校における防止等のための組織）を受けて

#### 第1条

この要綱は、「いじめ防止対策推進法（平成25年度法律71号）」第22条の規定に基づき、笠間市立稲田中学校「いじめ防止対策委員会」（以下、「委員会」という）の設置及び運営について、必要な事項を定める。

#### 「目的」

##### 第2条

いじめは、全ての生徒に関する問題であるという認識のもと、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組めるよう、学校の内外を問わずいじめを行わないようにするとともに、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、学校が、校内にいじめ等に係る委員会を設置し、組織的、積極的に適宜且つ迅速にこれに対処することを目的とした。

#### 「委員会の設置」

##### 第3条

委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、各学年主任及び校長の指名する職員によって構成する。また、校長は、必要に応じて専門的知識を有する者を参加させることができる。

#### 「取り組むべき内容」

##### 第4条

委員会は、いじめの未然防止・早期発見・いじめが発生した場合の適切且つ迅速な対処ができることを目指して、次のことに取り組む。

###### （1）業務内容

- ① いじめの未然防止の体制整備及び取り組み
- ② いじめの状況把握及び分析
- ③ いじめを受けた生徒・保護者に対する相談及び支援
- ④ いじめを行った生徒・保護者に対する助言
- ⑤ 専門的知識を有する者等との連携
- ⑥ その他のいじめの防止に係ること

###### （2）具体的な取り組み

###### ① 通常時

- ア 委員会の定期的な開催
- イ 年間指導計画・活動内容の作成
- ウ いじめ防止プログラム等の作成
- エ 保護者や地域への啓発・協力要請
- オ 外部機関との連携
- カ 実態把握のためのアンケート等の実施と分析
- キ 事例研究・道徳教育・特別活動等、職員研修の企画・運営

###### ② 緊急時（重大事態発生時）

- ア 緊急いじめ防止対策委員会の開催  
（教育委員会・警察等関係機関・校内委員会・スクールカウンセラー・医師・弁護士等）
- イ 発生事例に係る指導方針の決定及び具体的な行動の提示・周知
- ウ 専門的知識を有する者との連携（メンタルヘルス・ケア等への配慮）
- エ 家庭との連携
- オ サポートチームの立ち上げと対応策の提示
- カ いじめ防止プログラム、自殺予防教育の実施

#### 「会議・運営」

##### 第5条

委員会は、校長が招集し、原則として月1回開催する。ただし、校長は必要に応じて即時開催することができる。

##### 第6条

この委員会に定めるもののほか、委員会の取り組み、運営等に必要な事項については、校長が定める。

##### 付則

この要綱は、平成25年9月28日より実施する。

# いじめ発生時の対応 フローチャート

